



発行所
公益社団法人 国民文化研究会
(九州←東京←全国)
東京都渋谷区東1-13-1-402
振替 00170-1-60507
電話 03-5468-6230
FAX 03-5468-1470
<http://www.kokubunken.or.jp/>
E-mail: info@kokubunken.or.jp
月刊「国民同胞」編集部
毎月一回10日発行
購読料 年間2000円

わが国の前途を覆ふ暗雲

―朝日新聞と総理の靖国神社参拝、中断―

山内健生

いまさら書くまでもないとは思ひながら、令和元年の師走を迎えて、改めて書いておきたいと思ふことがある。「総理の靖国神社参拝」に関する朝日新聞の報道についてである。

そこで自づと「病膏肓に入る」といふ言葉が脳裡を掠めた。正確を期して辞書(学研国語大辞典)を開くと、「①病気が重くなつてなおる見込みがなくなる」「②「転じて」あることに熱中してそこから容易に抜け出せない状態になる」とあった。安易に他者を評してはならぬことは分つてゐるが、やはり朝日新聞のことではないかとしたら失当だらうか。

朝日新聞のホームページに載つてゐた社長によるトップメッセージには「権力を監視し、隠された事実を掘り起こすというジャーナリズムこそが、私たちに課せられた最も重い責務である…」とか、「真実が置き去りにされかね

ないいま、たしかなファクトを丁寧に伝える報道、…の必要性は、ますます高まっています」とかとあった。そこで、総理の靖国神社参拝に関して、かうした揚言通りに務めてきたらうか、と再度考へてみたのである。

総理の靖国神社への参拝については、どうなるのだらうかとかねて気にしてきた。いまは参拝しない状態が「常態」化したからか、それ故に波静かに見えるだけで、依然としてわが国の前途を覆ふ暗雲となつてゐる。靖国神社参拝の「中断」は、国家の尊厳と存続に関する重大事なのだ。

かうなるにはメディアの影響も大きく、中韓の声を拡声器のやうに拡大して国内に広めたが、その先鞭をつけたのは朝日新聞だった。昭和六十年八月、「公式参拝」にこだはつた時の中曽根首相の参拝が間近くなつた頃、朝日新聞の北京特派員は「中国の厳

しい視線」を伝えて、対日干渉の誘ひ水の役割を果たした。
ここで、この件に関する報道で朝日新聞が「色」を付けて、「憲法違反」との予断を世に広めた実例をひとつ挙げてみる。いささか遡るが、過去の報道だと言ふなかれ。現在に尾を引いてゐる事柄なのだ。

平成十七年九月三十日付夕刊の一面には「首相靖国参拝は違憲」「公務で宗教活動 認定」といふ大見出しが踊つてゐた。小泉首相(当時)の靖国神社参拝によつて精神的苦痛を受けたとする損害賠償請求に対する大阪高裁判決である。詳細に読めば別だが、ざつと見た印象では「首相の靖国参拝は憲法違反で、首相側が敗れた」かのやうな紙面になつてゐた。

この判決は典型的な「ねぢれ」判決であつて、原告の損害賠償要求を棄却(原告敗訴)しておきながら、判決理由の中で首相の参拝は「憲法の禁じる宗教的活動にあたる」としてゐた。敗れた原告側は判決を評価して上告しなかつた。被告の首相側は勝つた形なので法廷で主張したいことがあつても上訴できなかった。

原告側は高裁段階であつても「靖国参拝は違憲」との一節が欲しかったのだらう。だから敗訴でも目的を達したとして上告しなかつたと見ていい(上訴しても勝ち目はなかつた)。かうした裁判を利用した政治宣伝

の真相は一向に紙面からは浮んで来なかつた。裁判官も原告側に傾いてゐたのではないかとの疑念を覚えたが、朝日新聞もまた「靖国参拝は違憲」の文字を欲してゐたのではなからうかそれ故に「損害賠償請求は棄却」といふ主文に関する見出しは申し訳程度の小さなものとなり、傍論の「靖国参拝は違憲」の方は二本の大見出しとなつて、「真実が置き去り」にされたのではなかつたか。

社長メッセージがいふ「隠された事実を掘り起こすというジャーナリズム」としての責務の自覚が本当ならば、「ねぢれ」判決を生み出す司法界の歪みの「分析」に記事の焦点が当つてゐたはずである。

もともと「首相の参拝」反対で頭が固まつてゐたから、その視線でしかものを見てゐない紙面になつたのではなからうか。「あることに熱中してそこから容易に抜け出せない状態」に陥つてゐたのではなからうか。囚はれてゐては、この軽重が見えなくなるだらう。「病膏肓に入る」は當つてゐなくもないなあと改めて思ふのである。

いまや、これらの報道が積み重なつて「首相の靖国神社参拝に対して違憲が提訴された」との囲みの解説記事を掲げる教科書まで出てゐる。「御代替り」を尋ぐべきが不粹なことを書いてしまつた。
(元拓殖大学日本文化研究所客員教授)